

## 定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いの改正の背景

### 1 原則的な考え方

法人税法上、当該事業年度の損金の額に算入される費用の額は、別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとされている（法 22③④）。また、企業会計原則では、前払費用については、当期の損益計算から除去し、資産の部に計上しなければならないとされており（企業会計原則第二損益計算書原則一、原則第三貸借対照表原則四、財務諸表等規則 16、31 の 2）、このような会計処理は一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合するものと認められることから、法人税法上、前払部分の保険料は資産計上するのが原則となる。

### 2 改正前の取扱い

保険期間が複数年となる定期保険の支払保険料は、加齢に伴う支払保険料の上昇を抑える観点から平準化されているため、保険期間前半における支払保険料の中には、保険期間後半における保険料に充当される部分、すなわち前払部分の保険料が含まれている。しかし、その平準化された定期保険の保険料は、いわゆる掛捨ての危険保険料及び付加保険料のみで構成されており、これらを期間の経過に応じて損金の額に算入したとしても、一般に、課税所得の適正な期間計算を大きく損なうこともないと考えられることから、令和元年 6 月 28 日付課法 2-13 ほか 2 課共同「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）（定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱い）（以下「令和元年改正通達」という。）による改正前の法人税基本通達（以下「旧通達」という。）9-3-5《定期保険に係る保険料》において、その保険料の額は期間の経過に応じて損金の額に算入することと取り扱う旨を定めていた。

しかし、特に保険期間が長期にわたる定期保険や保険期間中に保険金額が遡増する定期保険は、その保険期間の前半において支払う保険料の中に相当多額の前払部分の保険料が含まれており、中途解約をした場合にはその前払部分の保険料の多くが返戻されるため、このような保険についても旧通達 9-3-5 の取扱いをそのまま適用すると課税所得の適正な期間計算を損なうこととなる。したがって、このような保険については、上記 1 の原則的な考え方に則った取扱いとすることが適当であるため、令和元年改正通達による廃止前の昭和 62 年 6 月 16 日付課法 2-2「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて」により、保険商品の内容に応じて前払部分の保険料を資産計上することとし、その支払保険料の損金算入時期等に関する取扱いの適正化を図っていた。

また、いわゆる第三分野保険についても上記と同様の考え方の下、いずれも令和元年改正通達による廃止前の昭和 54 年 6 月 8 日付直審 4-18「法人契約の新成人病保険の保険料の取扱いについて」、平成元年 12 月 16 日付直審 4-52「法人又は個人事業者が支払う介護費用保険の保険料の取扱いについて」、平成 13 年 8 月 10 日付課審 4-100「法人契約の『がん保険（終身保障タイプ）・医療保険（終身保障タイプ）』の保険料の取扱いについて」（法令解釈通達）及び平成 24 年 4 月 27 日付課法 2-5 ほか 1 課共同「法人が支払う『がん保険』（終身保障タイプ）の保険料の取扱いについて」（法令解釈通達）により、それぞれの個別通達に定める保険について、上記と同様に支払保険料の損金算入時期等に

関する取扱いを明らかにしていた。

### 3 改正後の取扱い

しかしながら、これらの個別通達の発遣後相当年月を経過し、①保険会社各社の商品設計の多様化や長寿命化等により、それぞれの保険の保険料に含まれる前払部分の保険料の割合にも変化が見られること、②類似する商品であっても個別通達に該当するか否かで取扱いに差異が生じていること、③前払部分の保険料の割合が高い同一の商品であっても加入年齢や保険期間の長短により取扱いが異なること、④第三分野保険のうち個別通達に定めるもの以外はその取扱いが明らかではなかったことから、各保険商品の実態を確認して、その実態に応じた取扱いとなるよう資産計上ルールの見直しを行うとともに、類似する商品や第三分野保険の取扱いに差異が生じることのないよう定期保険及び第三分野保険の保険料に関する取扱いを統一することとした。

具体的には、法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする保険期間が3年以上の定期保険又は第三分野保険で最高解約返戻率が50%を超えるものに参加してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額については、最高解約返戻率の区分に応じて資産計上する取扱いとし（基通9-3-5の2）、それ以外の定期保険又は第三分野保険に参加してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額については、従前どおり、期間の経過に応じて損金の額に算入することとした（基通9-3-5）。

なお、法人が、保険期間を通じて解約返戻金のない短期払の定期保険又は第三分野保険に参加した場合において、その支払った保険料の額が一定額以下であるものについて、その支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときには、その処理を認めることとした（基通9-3-5（注）2）。

おって、令和元年改正通達の制定に際しては、意見公募手続を実施しており、その中で改正等の背景や改正の概要を明らかにしている。

① 「法人税基本通達の制定について」（法令解釈通達）ほか1件の一部改正（案）（定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱い）等に対する意見公募の実施について

② 「法人税基本通達の制定について」（法令解釈通達）ほか1件の一部改正（案）（定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱い）等に対する意見公募の結果について

また、改正後の通達に関して「定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いに関するFAQ」（以下「FAQ」という。）を国税庁ホームページにおいて公表している。